

○富士見市移動支援事業実施要綱

平成18年9月29日

告示第224号

改正 平成21年3月31日告示第75号

平成25年3月29日告示第104号

平成26年3月31日告示第150号

平成28年3月31日告示第696号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号に規定する移動支援事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(平25告示104・平28告示696・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の意義の例による。

(平28告示696・一部改正)

(移動支援事業)

第3条 移動支援事業において行うサービス（以下「移動支援サービス」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出の際の移動支援に関すること。
- (2) 余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援に関すること。

(実施方法)

第4条 市長は、居宅介護を行う事業者のうち、指定障害福祉サービス事業者、基準該当障害福祉サービスを行う事業者その他の適切な事業運営を確保することができると市長が認める事業者であって第14条第1項の登録を受けたもの（以下「移動支援サービス事業者」という。）に移動支援サービスを実施させるものとする。

2 前項の規定による認定の基準は、別に定める。

(対象者)

第5条 移動支援サービスを受けることのできる者は、本市に居住地を有する障害者

等（法第19条第3項の規定により本市以外の市町村が支給決定をしている者を除く。）又は同項の規定により本市が支給決定をした本市以外に居住地を有する障害者であって外出時の移動が困難であると市長が認めるものとする。

2 前項の規定による認定の基準は、別に定める。

（他の法令による給付との調整）

第6条 移動支援サービスは、法の規定による給付、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による給付その他の法令に基づく給付であって移動支援サービスに相当するものを受けるときは、その限度において、行わない。

（利用の申請等）

第7条 移動支援サービスを利用しようとする障害者又は障害児の保護者は、移動支援サービス利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、当該申請の内容を証する書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、移動支援サービスの利用の可否を決定し、移動支援サービス利用決定・却下通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（利用決定の有効期間）

第8条 前条第3項の規定による利用の決定（以下「利用決定」という。）は、1年以内に限り、その効力を有する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（利用時間）

第9条 利用決定を受けた者（以下「利用決定者」という。）は、1月につき30時間以内の範囲内において、移動支援サービスを利用することができる。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（利用料金）

第10条 移動支援サービスの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 主として身体介護（利用決定者の身体に直接接触して行う介助等をいう。）

を伴う移動支援サービスを要する者 1回の利用につき、30分未満は200円、30分以上60分未満は400円、60分以上90分未満は600円、90分以上は600円に30分単位で100円を加算した額

(2) 前号に掲げる者以外の者 1回の利用につき、30分未満は100円、30分以上60分未満は200円、60分以上90分未満は300円、90分以上は300円に30分単位で90円を加算した額

2 利用決定者が同一の月に受けた移動支援サービスに要した費用の額の合計額が、当該利用決定者の家計に与える影響その他の事情を斟酌して別に定める額を超えるとときは、前項の規定にかかわらず、当該同一の月における移動支援サービスに要した費用の額は、同項の規定により算定した費用の額の100分の100に相当する額以下の範囲内において別に定める額とする。

(平21告示75・一部改正)

(変更の届出等)

第11条 利用決定者は、利用決定を受けた移動支援サービスの内容に変更があったときは、その日から30日以内に、移動支援サービス利用変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 利用決定者は、利用決定を受けた移動支援サービスを中止しようとするときは、速やかに移動支援サービス利用中止届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(利用決定の変更)

第12条 市長は、前条第1項の規定による届出に基づき、又は職権により、利用決定者の生活の状況その他の事情を勘案し、利用決定者につき、必要があると認めるときは、当該利用決定者に係る移動支援サービスの内容を変更することができる。この場合において、市長は、その旨を書面により当該変更を行った利用決定者に通知するものとする。

(利用決定の取消し等)

第13条 市長は、利用決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消し、又は期間を定めて利用決定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 移動支援サービスを受ける必要がなくなつたと認めるとき。
- (2) 利用決定の有効期間内に、本市以外の区域の市町村に居住地を有するに至つたと認めるとき（利用決定に係る障害者が特定施設に入所することにより本市以外の区域の市町村に居住地を有するに至つたと認めるときを除く。）。
- (3) 虚偽の申請をしたとき。
- (4) 虚偽の利用をしたとき。

（移動支援サービス事業者の登録）

第14条 移動支援サービスを行おうとする事業者は、市の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録は、3年ごとにその登録の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 前項の登録の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（平25告示104・平28告示696・一部改正）

（登録の申請）

第15条 前条第1項の登録を受けようとする事業者（以下「登録申請者」という。）は、移動支援サービス事業者登録申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、当該申請の内容を証する書類を提出させることができる。

- 2 前条第2項の登録の更新を受けようとする移動支援サービス事業者は、移動支援サービス事業者登録更新申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（登録の実施）

第16条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる事項を移動支援サービス事業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地

- (2) 代表者の氏名
- (3) 登録年月日及び登録番号
- (4) 登録期間
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、当該登録申請者に対し、遅滞なく、登録年月日、登録番号、登録期間その他必要な事項を書面により通知するものとする。

(登録の変更の届出等)

第17条 移動支援サービス事業者は、第14条第1項の登録を受けた移動支援サービスを変更し、又は廃止し、若しくは休止したときは、その日から14日以内に、移動支援サービス事業者登録変更・廃止等届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出書の提出があったときは、その内容（移動支援サービスを変更し、又は休止した場合に限る。）を移動支援サービス事業者登録簿に登録しなければならない。

(移動支援サービス事業者登録簿の閲覧)

第18条 市長は、移動支援サービス事業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(登録の取消し等)

第19条 市長は、移動支援サービス事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は3月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第4条第2項の認定の基準を満たさなくなると認めるとき。
- (2) 不正の手段により第14条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）を受けたとき。
- (3) 適切な事業運営を確保することができなくなると認めるとき。

(登録の抹消)

第20条 市長は、移動支援サービス事業者が移動支援サービスを廃止したとき、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該移動支援サービス事業者の登録の抹消をするものとする。

(利用料金の帰属)

第21条 市長は、利用料金を移動支援サービス事業者の収入として収受させることができる。

(市の補助)

第22条 市は、予算の範囲内において、別に定めるところにより、移動支援サービス事業者の行う移動支援サービスの実施に要する費用の一部を補助することができる。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、移動支援事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(平28告示696・一部改正)

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日告示第75号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第104号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第150号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第696号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

移動支援サービス利用申請書

(宛先)富士見市長

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日		
	氏名				
	居住地	電話番号			
	フリガナ		生年月日		
	利用申請に係る障害児氏名			続柄	
	身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号

利用しようとする者の状況	日常生活の状況	生活の場	
		生活の状況	
		既往症	
		服薬状況	
	介護給付等の給付の状況	給付の種類	
		給付の内容	
利用予定支給量			

様式第2号(第7条関係)

移動支援サービス利用決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長



年 月 日付けで申請のありました移動支援サービスの利用については、次のとおり決定・却下したので通知します。

利用決定者	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	居住地	電話番号		
フリガナ		生年月日		
利用決定に係る障害児氏名		続柄		
受給者番号				
決定支給量				
利用料金				
利用者負担上限月額				
有効期間				
却下の理由				
備考				

様式第3号(第11条関係)

移動支援サービス利用変更届出書

(宛先)富士見市長

年 月 日付け 第 号で利用決定を受けた移動支援サービスの内容に変更があったので、次のとおり届け出ます。

届出年月日 年 月 日

利用決定者	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	居住地	電話番号		
フリガナ		生年月日		
利用決定に係る障害児氏名		続柄		
受給者番号				
変更の理由				
変更の内容	変更前		変更後	
備考				

様式第4号(第11条関係)

移動支援サービス利用中止届出書

(宛先)富士見市長

年 月 日付け 第 号で利用決定を受けた移動支援サービスを中止したいので、次のとおり届け出ます。

届出年月日 年 月 日

利用決定者	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	居住地	電話番号		
フリガナ		生年月日		
利用決定に係る障害児氏名				続柄
受給者番号				
中止の理由				

様式第5号(第15条関係)

移動支援サービス事業者登録申請書

(宛先)富士見市長

富士見市移動支援事業実施要綱第14条第1項の規定により移動支援サービス事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ	
	名称	
	主たる事業所の所在地	電話番号
	代表者氏名	
	代表者住所	
登録を受ける事業所の内容	事業所の所在地	電話番号
	責任者氏名	
	運営体制	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定等の状況	
備考		

様式第6号(第15条関係)

移動支援サービス事業者登録更新申請書

(宛先)富士見市長

富士見市移動支援事業実施要綱第14条第2項の規定により移動支援サービス事業者の登録の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ	
	名称	
	主たる事業所の所在地	電話番号
	代表者氏名	
	代表者住所	
登録の内容	事業所の所在地	電話番号
	責任者氏名	
	登録番号	
	登録年月日	
	登録期間	
備考		

様式第7号(第17条関係)

移動支援サービス事業者登録変更・廃止等届出書

(宛先)富士見市長

年 月 日付け 第 号で登録を受けた移動支援サービス事業者の
登録の変更・廃止・休止をしたので、次のとおり届け出ます。

届出年月日 年 月 日

申 請 者	フリガナ		
	名 称		
	主たる事業所の所在地	電話番号	
	代表者氏名		
	代表者住所		
登 録 の 内 容	事業所の所在地	電話番号	
	責任者氏名		
	登録番号		
	登録年月日		
	登録期間		
変 更 の 内 容	変更前	変更後	
休 止 の 期 間			
理 由			

様式第1号 (第7条関係)

(平25告示104・一部改正)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第11条関係)

(平25告示104・一部改正)

様式第4号 (第11条関係)

(平25告示104・一部改正)

様式第5号 (第15条関係)

(平25告示104・平26告示150・一部改正)

様式第6号 (第15条関係)

(平25告示104・一部改正)

様式第7号 (第17条関係)

(平25告示104・一部改正)